

別添

災害時における
柔道整復師会活動マニュアル

平成 29 年 3 月

練馬区・東京都柔道整復師会練馬支部

目次

I 災害時医療体制の概要

1 区の災害時医療体制

- (1) 災害発生後のフェーズ
- (2) 医療救護所の設置場所と役割分担
- (3) 医療機関の分類と役割分担
- (4) 医療救護活動全体の指揮命令系統
- (5) 災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制

2 東京都柔道整復師会練馬支部の体制

- (1) 災害対策本部の設置・運営
- (2) 情報収集・連絡調整
- (3) 他地区柔道整復師会会員による応援の受入調整

II 柔道整復師班の活動

第1章 医療救護所における活動（発災から72時間）

1 医療救護所における指揮系統

- (1) 医療救護にかかると活動
- (2) 傷病者の処置に関する事項以外の業務
- (3) 柔道整復師班への指揮

2 医療救護所における活動の概要

- (1) 参集および活動期間
- (2) 医療救護活動の準備
- (3) 医療救護所における医療救護活動
- (4) 柔道整復師班の情報収集及び伝達

3 応急手当の提供

- (1) 衛生材料等の確保と管理
- (2) 傷病者の応急手当までの流れ

4 衛生材料等の供給要請と納品の確保

- (1) 衛生材料等の供給要請
- (2) 納品の確保

5 トリアージ等

- (1) トリアージ
- (2) 専門処置以外の軽微な処置

第2章 避難拠点における活動（発災後72時間以降）

- (1) 活動期間
- (2) 避難者に対する応急手当等の提供
- (3) 衛生材料等について

Ⅲ 資料編

- (1) 練馬区地域防災計画抜粋
- (2) 災害時の医薬品供給体制
- (3) 災害時の医療救護活動についての協定書
- (4) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書
- (5) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定締結団体一覧
- (6) 医療救護所資器材リスト
- (7) 区施設等連絡先一覧

I 災害医療体制の概要

1 区の災害医療体制

(1) 災害発生後のフェーズ

災害発生後のフェーズは以下のとおり大きく4つに分けられます。柔道整復師班は、原則として超急性期および急性期において活動します。

区分		想定される状況	主な活動内容
0	発災直後 (発災～6時間)	建物倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2	急性期 (72時間～1か月)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 (72時間～1週間) 地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況(1週間～1か月)	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施

(2) 医療救護所の設置場所と役割分担

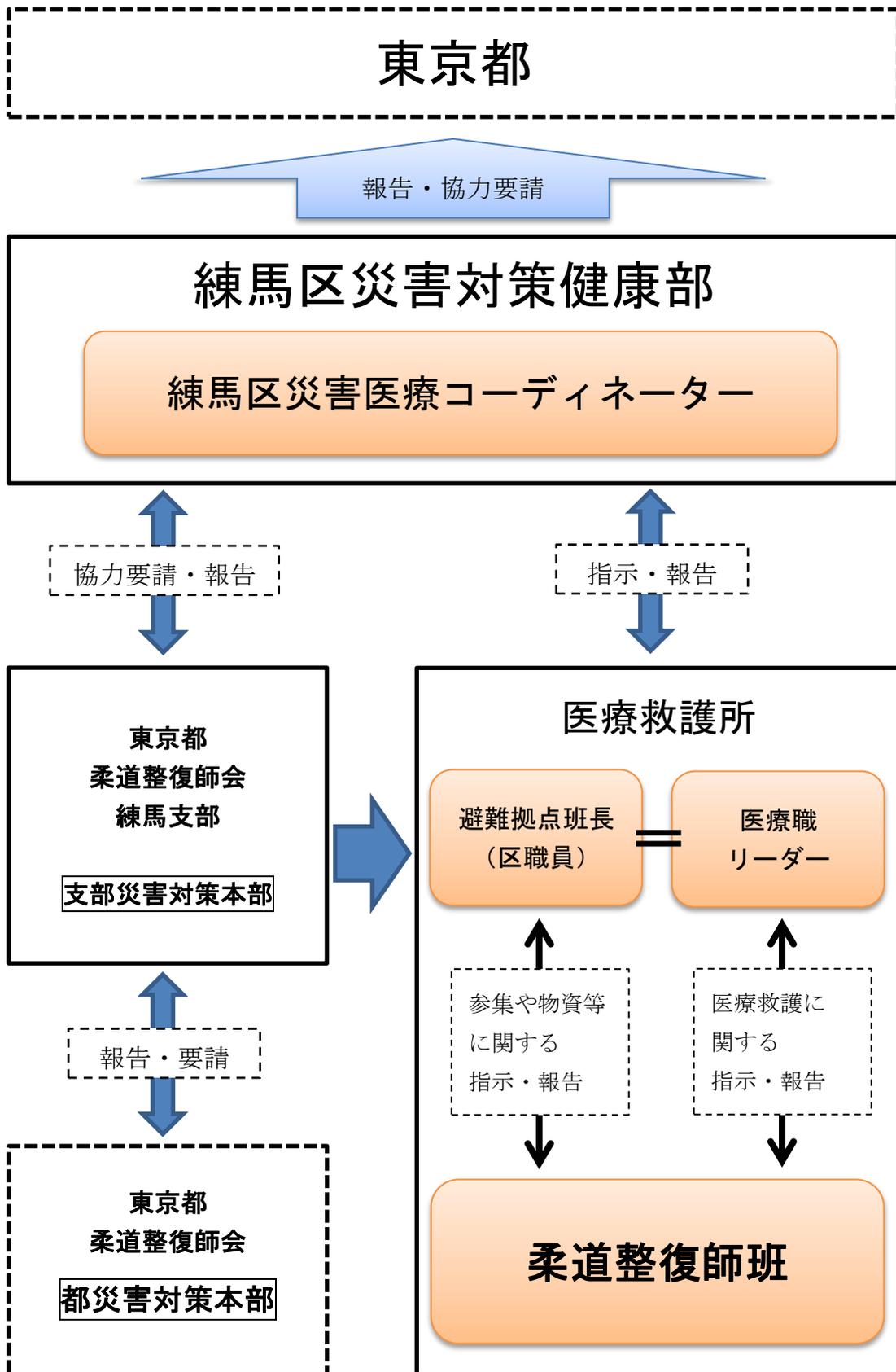
設置場所	役割
①旭丘中学校 ②開進第三中学校 ③貫井中学校 ④練馬東中学校 ⑤光が丘第四中学校 ⑥石神井東中学校 ⑦谷原中学校 ⑧大泉南小学校 ⑨大泉西中学校 ⑩石神井西中学校	i) 避難してくる傷病者の受入 ii) トリアージ iii) 軽症者への処置 iv) 重症者・中等症者の搬送順位確定 v) 医薬品の処方、調剤、投薬、服薬指導 vii) 区災害対策健康部との情報連絡

(3) 医療機関の分類と役割分担

区分	役割
災害拠点病院 (区内2か所) 順天堂練馬病院 練馬光が丘病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関 (区内6か所) 練馬総合病院 浩生会スズキ病院 大泉生協病院 川満外科 田中脳神経外科 辻内科循環器科歯科クリニック	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。

区 分	役 割
災害医療支援医療機関 (区内11か所) 島村記念病院 栗林医院 保谷病院 東大泉病院 関町病院 東京聖徳病院 慈雲堂病院 陽和病院 豊島園大腸肛門科 阿部クリニック 練馬駅リハビリテーション病院	軽症者への応急処置や慢性疾患への対応等を行う医療機関 ※ 重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
専門医療拠点病院 (区内3か所) 東海病院 久保田産婦人科病院 大泉病院	専門医療が必要な患者(透析患者・妊産婦・精神疾患患者)への対応等を行う医療機関 ※ 専門医療を必要としない重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。

(4) 医療救護活動全体の指揮命令系統



① 練馬区災害対策健康部

練馬区内で災害が発生した場合、区は災害対策本部を立ち上げ、区役所東庁舎6階には災害医療を担当する災害対策健康部を設置します。

② 災害対策健康部内の指揮系統

災害対策健康部においては健康部長が部を統括し、部長の下にそれぞれの役割を持つ班を設置します。

災害医療コーディネーターは部長へ医療救護に関する助言を行います。

③ 医療救護所内の指揮系統（P9参照）

柔道整復師班は、医療救護所において、活動内容に応じて以下のとおり指示に従います。

- ア) 医療救護所の運営、調整および事務に関しては、医療救護所が設置されている「避難拠点班長（区職員）」の指示に従って行動します。
- イ) 傷病者に対しての処置に関しては、医療救護所内における「医療職リーダー」の指示に従って行動します。

（5）災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制

① 災害医療コーディネーター

医療救護に関する情報連絡の中心として、「東京都・二次保健医療圏・区市町村」の三段階それぞれに、災害医療コーディネーター（医師）が任命されています。

区における医療救護活動は、区内の医療機関、消防、警察、行政が連携し、対応することが基本となりますが、近接地域からの支援や、都や国レベルの支援が必要になる場合も想定できます。

東京都、区西北部二次保健医療圏、練馬区の災害医療コーディネーターが医療救護の情報を共有し、派遣医療チームの適正な配置や迅速な重症者対応などを行います。

<災害医療コーディネーター>

- i) 東京都災害医療コーディネーター（全3名）：都全域を担当
- ii) 東京都地域災害医療コーディネーター（全12名）：二次保健医療圏を担当
（区西北部二次保健医療圏拠点：帝京大学医学部附属病院 三宅 康史 教授）
- iii) 区市町村災害医療コーディネーター：各区市町村を担当
（練馬区医師会 小山 寿雄 会長）
（順天堂練馬病院 杉田 学 准教授）
（練馬光が丘病院 光定 誠 副管理者）
（練馬区保健所 矢野 久子 所長）

② 練馬区災害医療コーディネーター

練馬区では、平成25年8月から災害医療コーディネーターを設置し、4名の災害医療コーディネーターを任命しています。

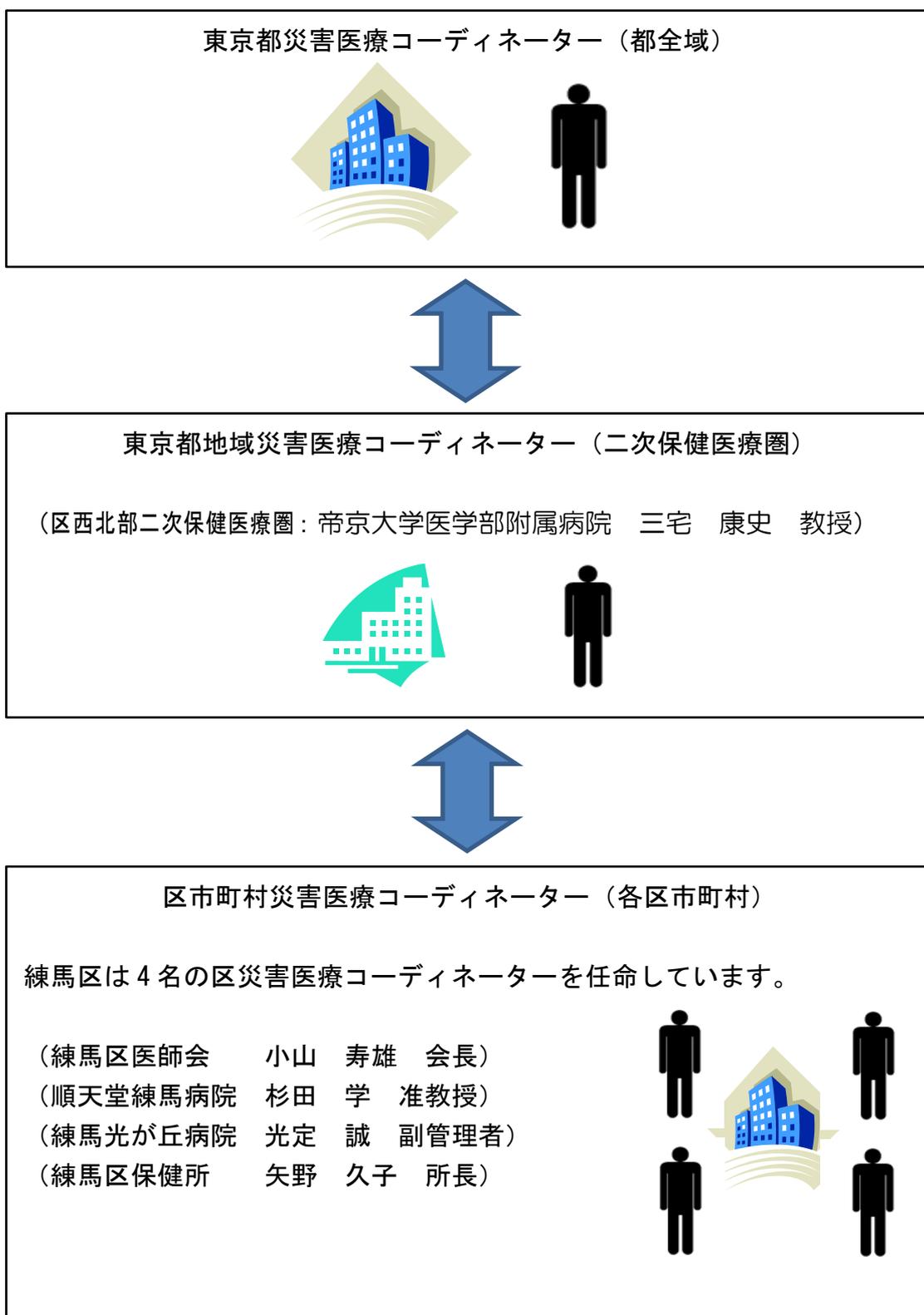
<練馬区災害医療コーディネーターの主な業務>

- i) 医療救護班等の活動に関する助言および調整を行うこと。
- ii) 医療救護所の設置、運営に関する助言および調整を行うこと。
- iii) 医薬品等に関すること。
- iv) 傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行うこと。
- v) 東京都地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。
- vi) その他災害医療に関すること。

練馬区災害医療コーディネーターは練馬区災害対策健康部において医療救護にかかる調整や助言を行います。

また、区西北部二次保健医療圏の災害医療コーディネーターと連絡調整を行います。

【災害医療コーディネーターの医療救護にかかる情報伝達図】



2 東京都柔道整復師会練馬支部の体制

(1) 災害対策本部の設置・運営

東京都柔道整復師会練馬支部は、発災後速やかに、「東京都柔道整復師会練馬支部災害対策本部」（以下「支部災対本部」という。）を設置します。

支部災対本部には、災害対策本部長が自動参集し、災害の状況に応じて、会員に対し参集要請を行います。

(2) 情報収集・連絡調整

東京都柔道整復師会練馬支部は、支部災対本部を中心に、テレビやラジオ、インターネット、防災無線等から得られる情報のほか、医療救護所に従事する会員からの連絡により情報収集を行います。支部災対本部は、得られた情報をもとに会員の派遣等各種調整を行います。

なお、会員間の連絡には、電話やファックス、連絡員による伝令、またインターネットラジオ（※）等を活用します。

※ 東京都柔道整復師会練馬支部は、一般社団法人練馬放送（コミュニティFM）と協力関係を結んでいます。

(3) 他地区柔道整復師会会員による応援の受入調整

区内の被害が甚大で、支部会員のみでの対応が困難な場合には、「東京都柔道整復師会災害対策本部」（以下「都災対本部」という。）を通じ、他地区柔道整復師会会員の派遣や医療資器材の要請を行います。都災対本部との連絡には、電話やファックス、メール、防災無線等を使用します。

Ⅱ 柔道整復師班の活動

第1章 医療救護所における活動（発災から72時間）

- 発災から72時間以内は重症者の生存率が高いことから、原則的に傷病者対応を第一とします。区が開設する医療救護所には四師会要員等が参集し、医療救護活動にあたります。
- 柔道整復師班は医療職リーダーの指揮のもと、負傷者の応急手当などを行います。
- 医療救護所において収集した情報を、東京都柔道整復師会練馬支部災害対策本部に伝達します。
- 医療救護所に備蓄してある衛生材料等の仕分けと管理を行います。

1 医療救護所における指揮系統

(1) 医療救護にかかる活動

医療救護にかかる部分については、医療職リーダー（医師）から指示を受けます。医療職リーダーは避難拠点班長と調整を図ったうえで、四師会要員に対して患者対応などを指示し、医療救護活動を統括します。

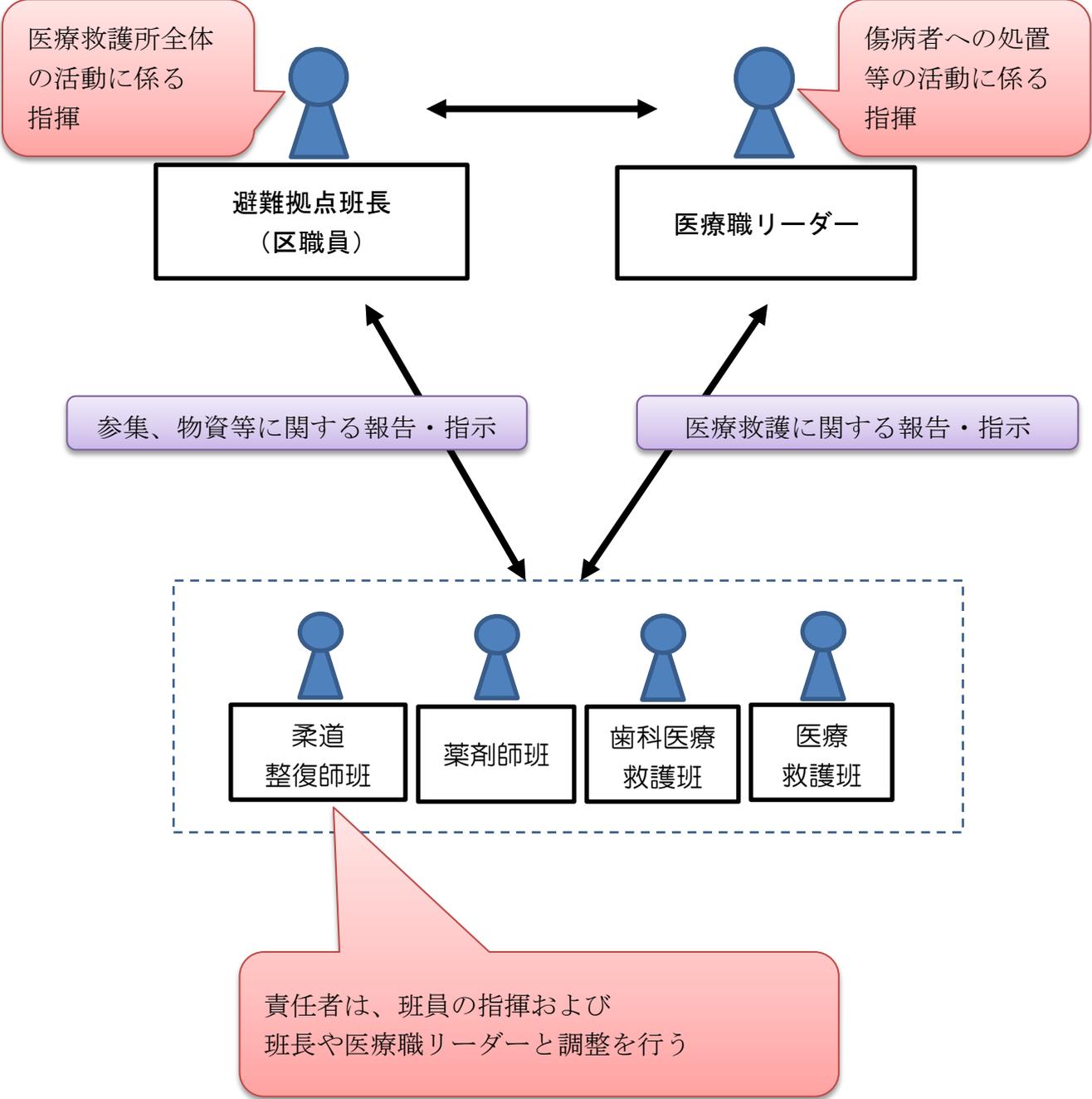
(2) 傷病者の処置に関する事項以外の業務

医療救護における傷病者の処置に関する事項以外の業務については、避難拠点班長（区職員）から指示を受けます。避難拠点班長は、医療救護所を含む避難拠点全体の活動を統括・指揮し、各班および要員に指示します。

(3) 柔道整復師班への指揮

医療救護所に参集した柔道整復師班は、その中から責任者を選出します。責任者は避難拠点班長（区職員）や医療職リーダーとの連絡調整を行い、柔道整復師班員に対する指示を行います。

医療救護所における指揮系統



2 医療救護所における活動の概要

(1) 参集および活動期間

発災時、区内 99 か所の避難拠点のうち 10 か所において、医療救護所を開設します。

震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、区からの要請がなされたときのみならず、あらかじめ編成されている柔道整復師班の要員は指定された医療救護所に参集します。

また、震度 5 強以下の場合においては、区から要請があった場合、区との災害時協定に基づき、柔道整復師班を派遣します。

医療救護所では以下の要員が参集し、参集した人員によって医療救護所の運営がなされます。

<参集する人員>

- i) 避難拠点運営連絡会
(近隣町会・学校職員・区職員)
- ii) 四師会要員
(医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復師班)
- iii) 看護師・准看護師
(医療救護所医療従事スタッフ登録制度登録者)

なお、参集後の活動期間は、医療救護所の設置、運営と同様に、原則として発災後 72 時間までです。

(2) 医療救護活動の準備

① 柔道整復師班責任者の決定

柔道整復師班は、医療救護所に参集後速やかに柔道整復師班責任者を決め、氏名を避難拠点班長（区職員）へ報告します。

② 支援柔道整復師の受入

医療救護所指定の柔道整復師班以外の会員柔道整復師が参集した場合、柔道整復師班はその柔道整復師を医療救護所における活動に従事させることができます。柔道整復師班は、その支援柔道整復師の氏名と所属等を確認し、避難拠点班長（区職員）に報告します。

③ 開設

医療職リーダーの指揮のもと、医療救護所内に応急手当スペースを開設します。

④ 衛生材料等の確認

備蓄医薬品等リストと備蓄されている衛生材料等を照合し、リストを医療職リーダーに渡します。

⑤ 柔道整復師班のミーティング

参集した柔道整復師班のミーティングを開催し、それぞれの役割を決め、活動にあたっての注意事項等を確認します。

⑥ 医療職リーダーとの調整

柔道整復師班責任者は、業務の円滑な遂行のため、医療救護所内における活動の内容等について医療職リーダーと調整を行います。

医療救護活動の準備が整った後は、医療救護活動を統括する医療職リーダーの指示の下で患者への対応を進めます。

(3) 医療救護所における医療救護活動

① 応急手当の提供 (P14 参照)

医療救護所に訪れた傷病者は、医師の診察を受け、症状によっては災害用処方箋を発行されます。柔道整復師班は必要に応じて、医療救護所に備蓄している衛生材料等を用いて負傷者の応急手当を行います。

② 衛生材料等の管理

医療救護所に参集した柔道整復師班は、医療救護所に備蓄してある衛生材料等の確保と管理を行います。

③ 衛生材料等の供給要請と納品の確保 (P14 参照)

医療救護所に備蓄している衛生材料等が不足した場合、柔道整復師班責任者は速やかに避難拠点班長（区職員）および医療職リーダーにその旨を伝達し、区災害対策健康部に不足医薬品等の品目・数量等を報告します。合わせて納品の確保を行います。

④ トリアージ (P15 参照)

医療救護所の医療職リーダーの指示に従い、傷病者をトリアージして軽症者・中等症者・重症者に分類します。

⑤ その他の医療救護活動

その他、医療職リーダーの指示に従い、傷病者の処置等に当たります。

【参考：医療救護班等の主な活動内容】

区 分	活 動 内 容
医療救護班	ア トリアージ イ 傷病者の応急処置 ウ 死亡の確認
歯科医療救護班	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ トリアージ ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導 エ 検死・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	ア 医療救護所等における被災者等に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔道整復師班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料等および労務の提供

(4) 柔道整復師班の情報収集及び伝達

医療救護所で活動する柔道整復師班は、以下の情報を収集し、避難拠点班長（区職員）に報告します。また同時に、支部災対本部に伝達します。

<収集する情報>

- i) 衛生材料等の在庫及び供給状況
- ii) 柔道整復師班の活動状況
- iii) 近隣接骨院等の業務継続状況
- iv) その他周辺地域の被災状況等

3 応急手当の提供

(1) 衛生材料等の確保と管理

柔道整復師班は、医療救護所の備蓄衛生材料等の確保と管理を行います。衛生材料等を確保する場合は、医療救護所に保管してある「備蓄医薬品リスト・備蓄資器材リスト（資料編 P56）」を用いて照合を行います。また、衛生材料等を仕分け、品目・数量の管理を行います。

柔道整復師班責任者は衛生材料等の確保状況を踏まえ、対処可能な応急手当の内容等について医療職リーダーと調整を行います。

(2) 傷病者の応急手当までの流れ

- ① 医療救護所に訪れる傷病者はトリアージされ、軽症者、中等症者、重症者に振り分けられます。
- ② トリアージを受けた傷病者は、医師の診察の後、医師・歯科医師・柔道整復師による処置を受けます。場合によっては災害用処方箋を発行され、薬剤師による投薬を受けます。

4 衛生材料等の供給要請と納品の確保

(1) 衛生材料等の供給要請

応急手当に使用する衛生材料等は、原則として医療救護所の備蓄を使用します。備蓄されている衛生材料等が不足した場合、柔道整復師班は速やかに避難拠点班長（区職員）にその旨を伝達します。

柔道整復師班は、必要な衛生材料等の品名・数量等を、区災害対策健康部に対して防災無線または防災 FAX 等を使用して報告します。

その後、区災害対策健康部から災害時協定を結んでいる医薬品卸売販売業者に対して、電話や FAX を用いて供給要請がなされます。

(2) 納品の確保

区災害対策健康部から衛生材料等の供給要請を受けた医薬品卸売販売業者は、直接、医療救護所へ衛生材料等を搬送します。

医療救護所に運ばれた衛生材料等は柔道整復師班が検品を行い、避難拠点班長（区職員）が伝票にサインをします。

※ 災害時の医薬品調達の考え方は資料編P32のとおり

5 トリアージ等

- トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療の優先順位を決定することをいいます。

＜練馬区地域防災計画（平成 26 年度修正）＞より

(1) トリアージ

医療救護所において四師会の要員が担う重要な役割の一つに、傷病者のトリアージがあります。

医師や避難拠点運営連絡会と連携し、傷病者の緊急度や重症度に応じてトリアージを実施します。

① 軽症者と中等症者・重症者のトリアージ（一次トリアージ）

軽症者と中等症者・重症者のトリアージは、患者の自力歩行の可否によって行います。

自力での歩行が可能であれば緑（軽症者）、自力での歩行が不可能であれば黄（中等症者）もしくは赤（重傷者）として振り分けます。

一次トリアージは原則として医療救護所に参集する避難拠点運営連絡会（地域住民）が中心となって行います。しかし、災害の状況によって人員が不足した場合、柔道整復師班も一次トリアージを行います。

軽症者と判断された患者への診察中に、医師等が中等症もしくは重症であると判断した場合は、その患者を二次トリアージ場所へ誘導し、適切なトリアージを行います。

② 中等症者と重症者のトリアージ（二次トリアージ）

一次トリアージによって分けられた中等症者もしくは重症者を再度トリアージして、医療機関への搬送順位を決定します。

二次トリアージでは、START 式トリアージ法を用い、呼吸の有無、呼吸数、脈拍数等によって重症度を判別します。

二次トリアージでは医学的な見地からの判断が必要になるため、医療職が中心となって行います。医療救護所に参集する医療職の人数が不足した場合には、参集している四師会の要員で臨機応変にトリアージを行います。

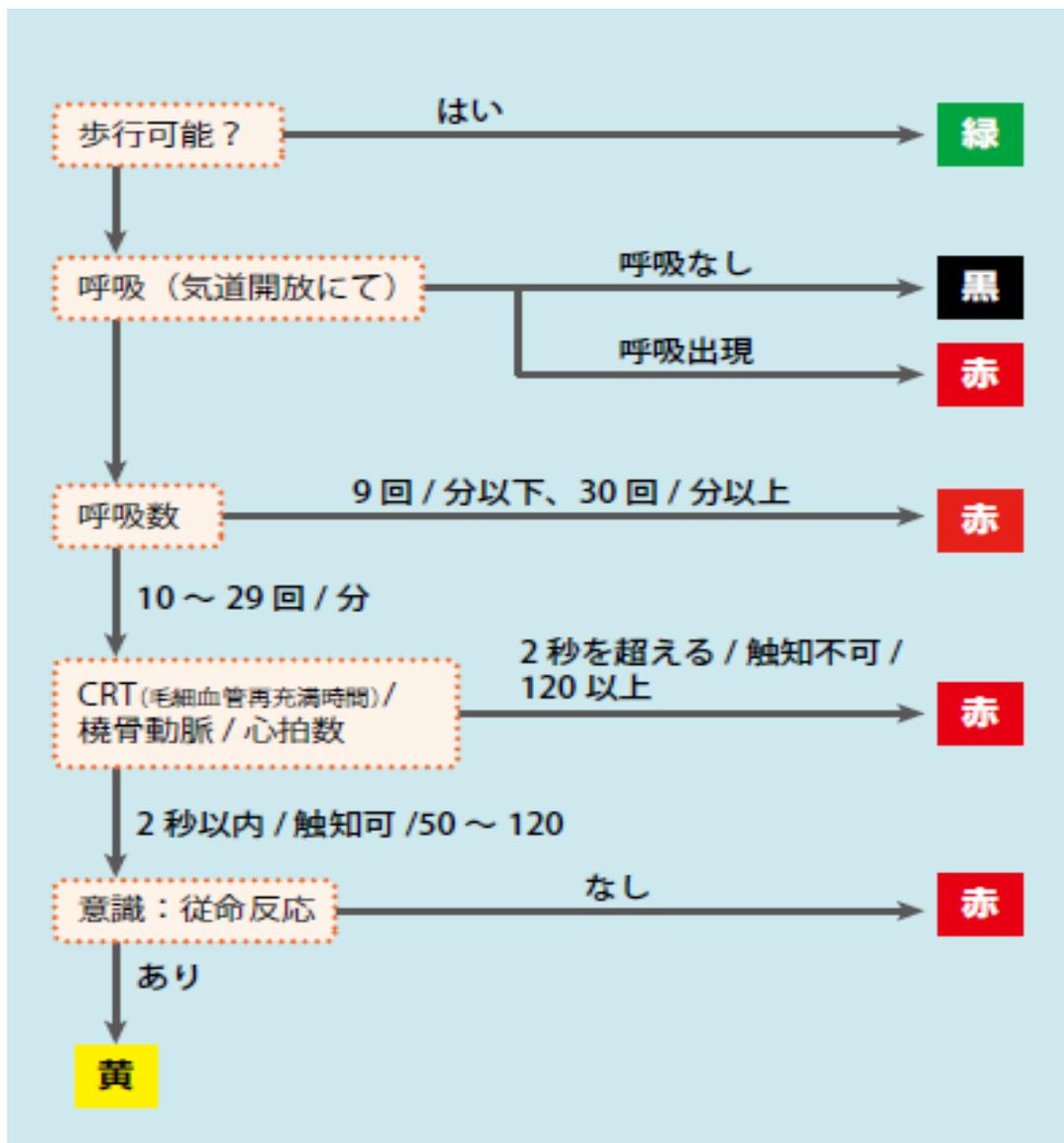
(2) 専門業務以外の軽微な処置の支援

発災時は医療救護所が設置され、避難拠点運営連絡会や四師会の要員、区職員が参集することとなっていますが、その参集状況は被害状況に左右されます。

このことから、医療救護所で活動する四師会の要員は、それぞれの専門的処置だけでなく、医療職リーダーの指示に従って臨機応変に患者への対応を行います。

柔道整復師班においても、参集する四師会の要員とともに、専門業務以外の軽微な処置の支援など患者対応に従事します。

<START 式 トリアージ図>



第2章 避難拠点における活動（発災後72時間以降）

- 災害発生から72時間以降において、柔道整復師会は区からの要請を受け、区内避難拠点等へ柔道整復師班を派遣します。
- 柔道整復師班は避難拠点において、被災者に対する応急手当等を行います。

（1）活動期間

避難拠点における活動は原則として発災後72時間以降とし、区から柔道整復師会に対して、柔道整復師班派遣要請を行います。

（2）避難者に対する応急手当等の提供

柔道整復師班は要請を受けた場合、医師会医療救護班および歯科医師会歯科医療救護班と共に、指定された避難拠点において巡回診療を行います。

巡回診療では、患者の申し出・症状を聞き取りながら、応急手当、治療・リハビリ等を行います。

【参考】

過去の地震災害では、避難所における外傷性疾患の手当てのほか、マッサージやストレッチ等施術の提供、機能回復訓練などを実施。また、車中泊により、エコノミークラス症候群の危険がある避難者の救護活動も行った。

（3）衛生材料等について

巡回診療において必要な衛生材料等については、個人往診用の衛生材料等を使用しますが、不足する場合は区災害対策健康部に要請し、確保します。

Ⅲ 資料編

- (1) 練馬区地域防災計画抜粋 P19
- (2) 災害時の医薬品供給体制 P32
- (3) 災害時の医療救護活動についての協定書 P34
- (4) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書 P46
- (5) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定締結団体一覧 . . P53
- (6) 医療救護所備蓄医薬品・資器材リスト P54
- (7) 区施設等連絡先一覧 P70

(1) 練馬区地域防災計画抜粋

第1節 医療救護活動

医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行います。

応 急 対 策

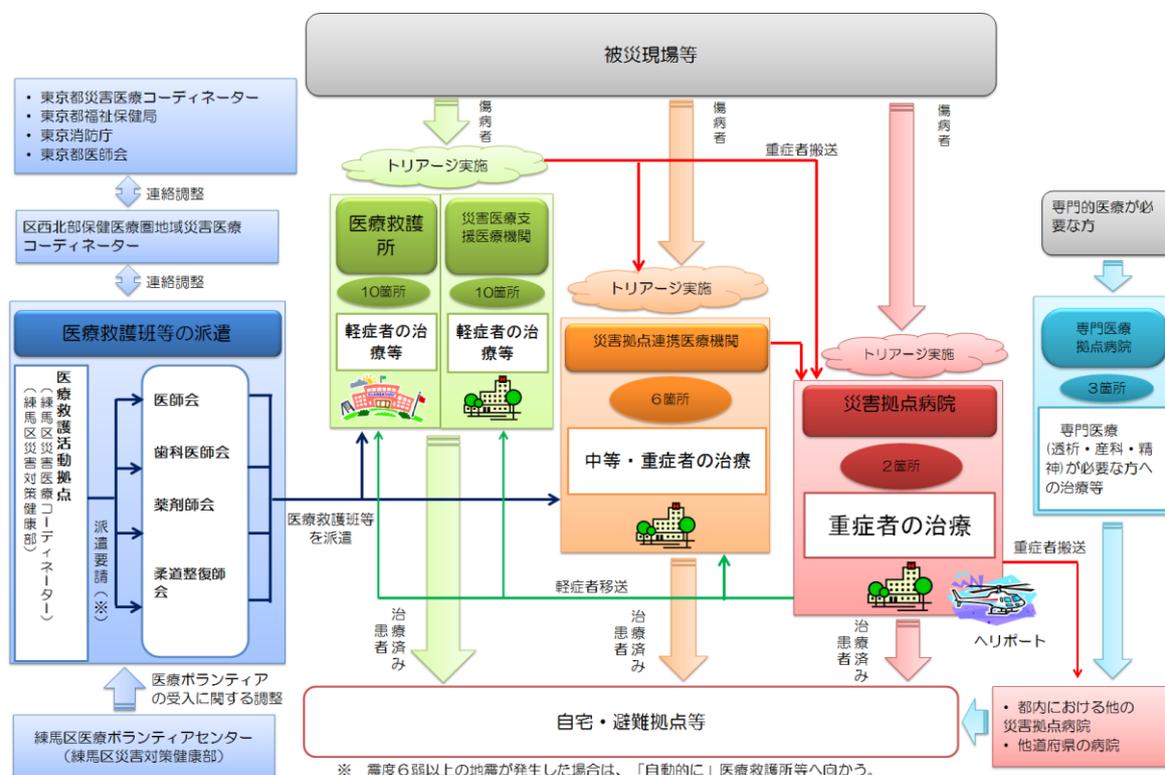
第1款 医療救護活動【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

1 医療救護活動におけるフェーズ区分

区 分		想定される状況	主な活動内容
0	発災直後 (発災～6時間)	建物倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2	急性期 (72時間～1か月)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況(72時間～1週間) 地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況(1週間～1か月)	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施

2 応急救護活動

(1) 応急救護体制図



(2) 医療救護活動のあらまし

① 練馬区災害対策本部の設置

災害が発生すると、災对本部および災対健康部が立ち上がります。

② 医療救護所の活動

ア 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会（以下「四師会」という。）から医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復師班（以下「医療救護班等」という。）が、医療救護所に自動参集します。

練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受け、四師会から医療救護班等が医療救護所に参集します。

イ 傷病者は、医療救護所や医療機関に押し寄せることが予想されます。そこで、医療救護所では、負傷の程度に応じ、重症、中等症、軽症のトリアージ（※）を行います。重症者・中等症者は災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送します。また、軽症者は医療救護所内で応急救護を行います。

※ トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいいます。

- ③ 重症者・中等症者に対応する災害時医療機関の活動
災害拠点病院や災害拠点連携医療機関においてもトリアージを行います。重症者・中等症者については、トリアージを実施した医療機関において引き続き治療を行い、軽症者は医療救護所、災害医療支援医療機関または近隣で開設している診療所へ誘導します。
 - ④ 重症者の広域搬送
災害拠点病院において受入能力を超える多くの重症者等が搬送された場合は、東京都の区西北部二次保健医療圏における医療救護活動を統括する区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに支援を要請し、DMAT等の派遣を受入れます。あるいは、災害用ヘリコプター等を用い、区外の災害拠点病院および被災を免れた病院へ搬送します。
 - ⑤ 災害医療支援医療機関の活動
災害医療支援医療機関は、通常の治療を継続するとともに、軽症者の応急処置を行います。
 - ⑥ 地域の診療所の開設
被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の治療や軽症者の応急処置に努めます。
 - ⑦ 専門医療拠点病院の活動
専門医療が応急に必要となる患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）は専門医療拠点病院で対応します。
 - ⑧ 練馬区災害医療コーディネーターの活動
上記②から⑦までの医療救護活動が円滑になされるよう、災対健康部には、練馬区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）を設置します。区コーディネーターは、区内の医療救護活動について医学的な見地から助言を行うとともに、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターと情報連絡を行います。
- (3) 医療救護所の設置および活動内容
- ① 医療救護所の設置
災害時に区立小中学校に設置される避難拠点のうち、10校に医療救護所を設けます。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い、

重症者・中等症者を災害拠点病院または災害拠点連携医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行います。

	区指定医療救護所名	所在地
1	開進第一中学校	早宮一丁目 16 番 50 号
2	開進第三中学校	桜台三丁目 28 番 1 号
3	練馬中学校	高松一丁目 24 番 1 号
4	貫井中学校	貫井二丁目 14 番 13 号
5	田柄中学校	田柄三丁目 3 番 1 号
6	石神井東中学校	高野台一丁目 8 番 34 号
7	谷原中学校	谷原四丁目 10 番 5 号
8	大泉西中学校	西大泉三丁目 19 番 27 号
9	関中学校	関町北四丁目 34 番 23 号
10	光が丘第四中学校	光が丘二丁目 5 番 1 号

② 医療救護所における医療救護活動

ア 練馬区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、避難拠点の緊急初動要員が自動参集し、医療救護所を設置します。

イ 四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動（本-26 ページ「医療救護班等の主な活動内容」参照）を実施します。なお、練馬区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、各医療救護所に自動参集します。練馬区内で震度 5 強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、各医療救護所に参集します。

ウ 避難拠点の緊急初動要員および医療救護班等は避難拠点運営連絡会（※）と協議し、医療救護活動の場所を選定し、活動体制を整えます。

エ 医療救護所における医療救護活動期間は、原則として発災から 72 時間とします。なお、発災から 72 時間以降（本-33 ページ 巡回診療・定点診療参照）については、状況に応じて医療救護班等は、避難拠点等の巡回を行います。

オ 医療救護所の責任者は、医療救護所が設置される避難拠点の班長とします。医療救護所の開設、運営および医療救護班等の活動支援などの業務は災対健康部救護班が担います。

なお、医療救護所におけるトリアージの実施および応急処置については医療救護班等があたります。

カ 医療救護所が設置される避難拠点の班長は、必要に応じて、災対健康部に東京都医療救護班等の派遣や医薬品・医療用資器材の供給を要請します。

※ 避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目的とする組織のこと。町会・自治会やPTA等の協力を得て、現在、全ての避難拠点において、避難拠点運営連絡会が結成されています。

(4) 医療救護班等の編成

① 医療救護班等の派遣

四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動を実施します。また、医師会は医療救護班を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、来所する傷病者に対し中等症者の治療にあたる機能を確保するため、トリアージ等の活動を実施します。

② 派遣基準

ア 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、四師会の医療救護班等は各医療救護所に自動参集します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院にも自動参集します。

イ 練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、四師会の医療救護班等は各医療救護所に参集します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院にも参集します。

③ 医療救護班等の主な活動内容

区 分	活 動 内 容
医 療 救 護 班	ア トリアージ イ 傷病者の応急処置 ウ 死亡の確認
歯 科 医 療 救 護 班	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ トリアージ ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導 エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師 班	ア 医療救護所等における被災者等に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔 道 整 復 師 班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料等および労務の提供

(5) 災害時医療機関の活動

① 災害時医療機関等

病院をはじめ区内の医療機関には多くの傷病者が押し寄せることが考えられます。そこで、災害拠点病院をはじめとした区内の災害時医療機関等が傷病者の症状の程度に応じた治療を担います。

【災害時医療機関 (21 医療機関)】

区分	No.	医療機関名	対応区分
災害 拠点 病院	1	順天堂練馬病院(高野台三丁目1番10号)	赤・黄 (重症者・ 中等症者)
	2	練馬光が丘病院(光が丘二丁目11番1号)	
災害 拠点 連携 医療 機関	1	練馬総合病院(旭丘一丁目24番1号)	黄・赤 (中等症者・ 重症者)
	2	浩生会スズキ病院(栄町7番1号)	
	3	大泉生協病院(東大泉六丁目3番3号)	
	4	川満外科(東大泉六丁目34番46号)	
	5	田中脳神経外科病院(関町南三丁目9番23号)	
	6	辻内科循環器科歯科クリニック (大泉学園町八丁目24番25号)	
災害 医療 支援 医療 機関	1	島村記念病院(関町北二丁目4番1号)	緑 (軽症者)
	2	栗林胃腸科外科(石神井町七丁目14番5号)	
	3	保谷病院(南大泉四丁目50番15号)	
	4	東大泉病院(東大泉七丁目36番10号)	
	5	関町病院(関町北一丁目6番19号)	
	6	東京聖徳病院(北町三丁目7番19号)	
	7	慈雲堂病院(関町南四丁目14番53号)	
	8	陽和病院(大泉町二丁目17番1号)	
	9	豊島園大腸肛門科(春日町四丁目6番14号)	
	10	阿部クリニック(桜台二丁目1番7号)	
専門 医療 拠点 病院	1	久保田産婦人科病院(東大泉三丁目29番10号)	産科
	2	大泉病院(大泉学園町六丁目9番1号)	精神
	3	東海病院(中村北二丁目10番11号)	透析

【透析医療機関（8 医療機関）】

区分	No.	医療機関名	対応区分
透析 医療 機関	1	高松病院(高松六丁目 4 番 23 号)	透析
	2	練馬中央診療所(豊玉北五丁目 32 番 8 号)	
	3	腎クリニック高野台(高野台一丁目 3 番 7 号)	
	4	練馬桜台クリニック(豊玉北四丁目 11 番 9 号)	
	5	優人クリニック(田柄二丁目 52 番 10 号)	
	6	練馬高野台クリニック(高野台一丁目 8 番 15 号)	
	7	優人大泉学園クリニック(東大泉一丁目 28 番 7 号)	
	8	大泉学園クリニック(東大泉五丁目 40 番 24 号)	

※ 「赤」は重症者、「黄」は中等症者、「緑」は軽症者

※ 専門医療拠点病院については、原則として重症・中等症（赤・黄）者の受入は行わず、専門的医療を必要とする患者への対応を行います。

② 災害時医療機関の役割

災害時医療機関の役割については、次のとおりです。

区 分	役 割
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。

災害医療支援医療機関	軽症者への応急処置や慢性疾患への対応等を行う医療機関 ※ 重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
専門医療拠点病院	専門医療が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）への対応等を行う医療機関 ※ 専門医療を必要としない重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。

- ③ 医療救護班の災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院への派遣
 医師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、トリアージ等の医療救護活動を実施します。

なお、練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に自動参集します。練馬区内に震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に参集します。

(6) 医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

① 医療情報の収集と医療救護方針の策定

ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から情報を集約し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況を把握します。

イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部については、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、自動的に発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部からの要請に基づき報告を行います。

第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報

告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

ウ 各関係機関からの情報収集後、地域別被災状況、医療機関の被害・活動状況を勘案し、区コーディネーターの助言を踏まえ、医療救護方針を定めます。

② 医療情報の共有化と医療救護方針の伝達

ア 災対健康部は、収集した医療情報および区コーディネーターの助言を踏まえて決定した医療救護方針を区災对本部内に報告するとともに、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等の関係機関に伝達します。

イ 区コーディネーターは、収集した医療情報および医療救護方針を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに伝達し、必要に応じて派遣医療チーム等の要請や傷病者の収容先・搬送などについて調整します。

③ 広域における医療情報の収集

区西北部保健医療圏および東京都における医療情報ならびに都立病院および東京都災害拠点病院の被害については、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等から収集します。

(7) 傷病者の搬送

① 医療救護所において、災害時医療機関に収容する必要のある者が発生した場合、災害時医療機関の被災状況、活動状況、収容可能数および区内の交通状況を把握し、災害時の協定に基づき災害時医療機関へ搬送します。

② 区内の災害時医療機関だけでは対応できない場合は、他自治体の医療機関への受入および搬送を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターへ要請します。

(8) 医薬品等の備蓄と調達

① 医薬品等の備蓄

区は、医療救護所等において傷病者の医療救護を行う際に必要となる医薬品および医療用資器材を医療救護所で備蓄します。

なお、備蓄する医薬品等については、医療救護所の役割に基づき、軽症者に使用する医薬品等を3日分備蓄します。

② 不足医薬品等に関する情報連絡

備蓄医薬品等が不足した場合は、医療救護所から災対健康部に対して連絡します。

医療救護所からの連絡を受け、災対健康部で活動している区コーディネーターおよび医薬品等の調達業務を調整する医薬品統括責任者が協議し、不足医薬品等の調達を行います。

③ 不足医薬品等の調達

協定に基づき、練馬区薬剤師会および練馬薬業協同組合から不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた練馬区薬剤師会および練馬薬業協同組合は医療救護所へ不足医薬品等を直接搬送します。

これらの機関から医薬品等が十分に確保できない場合には、医薬品等の供給協力に関する協定を締結している医薬品卸売販売業者7社に対して不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた医薬品卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品等を直接搬送します。

医薬品卸売業者から医薬品等を十分に確保できない場合には、東京都に対して不足医薬品等の供給を要請します。東京都から区が設置した集積所等へ不足医薬品等が搬送された後、区が医療救護所へ不足医薬品等を搬送します。

(9) 練馬区災害時医療コーディネーターの活動および医療救護活動拠点の設置

① 練馬区災害医療コーディネーターの設置・活動

ア 区内の医療救護活動等を統括・調整するために、災対健康部等に対して医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを任命（4名）しています。

イ 区コーディネーターは、災害時に区役所内に設置する医療救護活動拠点に参集し、区の非常勤職員として活動します。

ウ 区コーディネーターは、医療救護班等の活動、医療救護所の設置・運営および傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行います。また、医薬品等の確保に関する助言や東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターとの連絡調整を行います。

② 医療救護活動拠点の設置

ア 区コーディネーターを中心に、医療救護所、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等への医療支援に関する調整・情報交換等を行う場所として、医療救護活動拠点を区役所内に設置します。

イ 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動的に医療救護活動拠点を立ち上げます。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、必要に応じて設置することとします。

ウ 医療救護活動拠点では、区コーディネーターを中心に、災対健康部職員および派遣医療チーム等が活動します。

エ 区内6か所の保健相談所を医療救護活動拠点の補助機関として位置付けます。

オ 東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等と情報連絡を行う際の通信手段として、衛星携帯電話を医療救護活動拠点に配備します。

3 専門医療の対応

(1) 専門医療拠点病院

専門医療を応急に必要とする患者への後方支援を行う病院として、次のとおり専門医療拠点病院を指定しています。

専門医療 拠点病院	1	久保田産婦人科病院	産科
	2	大泉病院	精神
	3	東海病院	透析

(2) 助産救護

災害時に、医療機関の被災または対応態勢によって、かかりつけ医における分娩等が不可能となった場合、区は医師会と連携し、妊産婦の受入を調整します。

(3) 精神疾患患者への対応

保健相談所の地区活動の中で、災害時において病状の急激な悪化や自助が困難と思われる精神疾患患者を平時から把握します。さらに精神疾患患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会と連携し患者の受入を調整します。また、医療機関等関係機関と連携し病状の悪化予防とその対応に努めます。

(4) 人工呼吸器使用者への対応

区は、平時から難病等による在宅人工呼吸器使用患者を把握し、人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、個別支援計画を作成しています。また、医療機関等の関係機関と連携し、救護の体制整備等に努めます。

(5) 人工透析患者への対応

- ① 区は、日本透析医会災害時情報ネットワーク等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関および患者からの問い合わせに対し情報を提供します。
- ② 区は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給および患者搬送について関係機関と調整します。
- ③ 透析患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会、透析医療機関と連携し、透析患者の受入を調整します。
- ④ 区内の透析医療機関等において患者の受入が難しい場合、区コーディネーターは、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターを通じて透析患者の区外での受入先医療機関の確保を要請します。

4 受援体制の構築

- (1) 区内の医療救護体制だけでは十分に人的被害に対応できない場合、区コーディネーターは東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに対してDMA Tや東京都医療救護班等の派遣を要請します。また、災対健康部は、災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体からの派遣医療チームの受入および派遣について調整します。
- (2) 東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等を通じて区に派遣された医療チームの派遣先の調整については、区コーディネーターの助言を踏まえ、災対健康部が行います。
- (3) 派遣医療チーム等の医療支援に関する調整・情報交換等は、医療救護活動拠点（補助機関の保健相談所含む。）において行います。
- (4) 災対健康部は、区役所内に（仮称）医療ボランティアセンターを設置します。医療ボランティアセンターでは、災対健康部が医療ボランティア（区内在住の医師・看護師等）の受付・登録を行い、区コーディネーターと調整の上、医療救護所および避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

5 巡回診療・定点診療

急性期以降、災対健康部巡回訪問班による避難拠点における健康相談実施後、必要に応じて医療救護班等を避難拠点に派遣し、巡回診療を行います。
また、被災者の状況に応じて、巡回診療のほかに定点診療を行います。

6 練馬区災害時医療救護体制の検討

発災直後の医療救援活動から急性期、さらには避難生活が長期化した慢性期における対応など、区の医療救護体制にはさまざまな場面が想定されます。

区は、災害時医療救護体制について関係機関と検討を重ね「練馬区災害医療救護体制構築に係る調査検討報告書」を平成19年3月にまとめました。

この報告書にまとめられた課題、また、平成23年3月に発生した東日本大震災で明らかになった医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携をしながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。

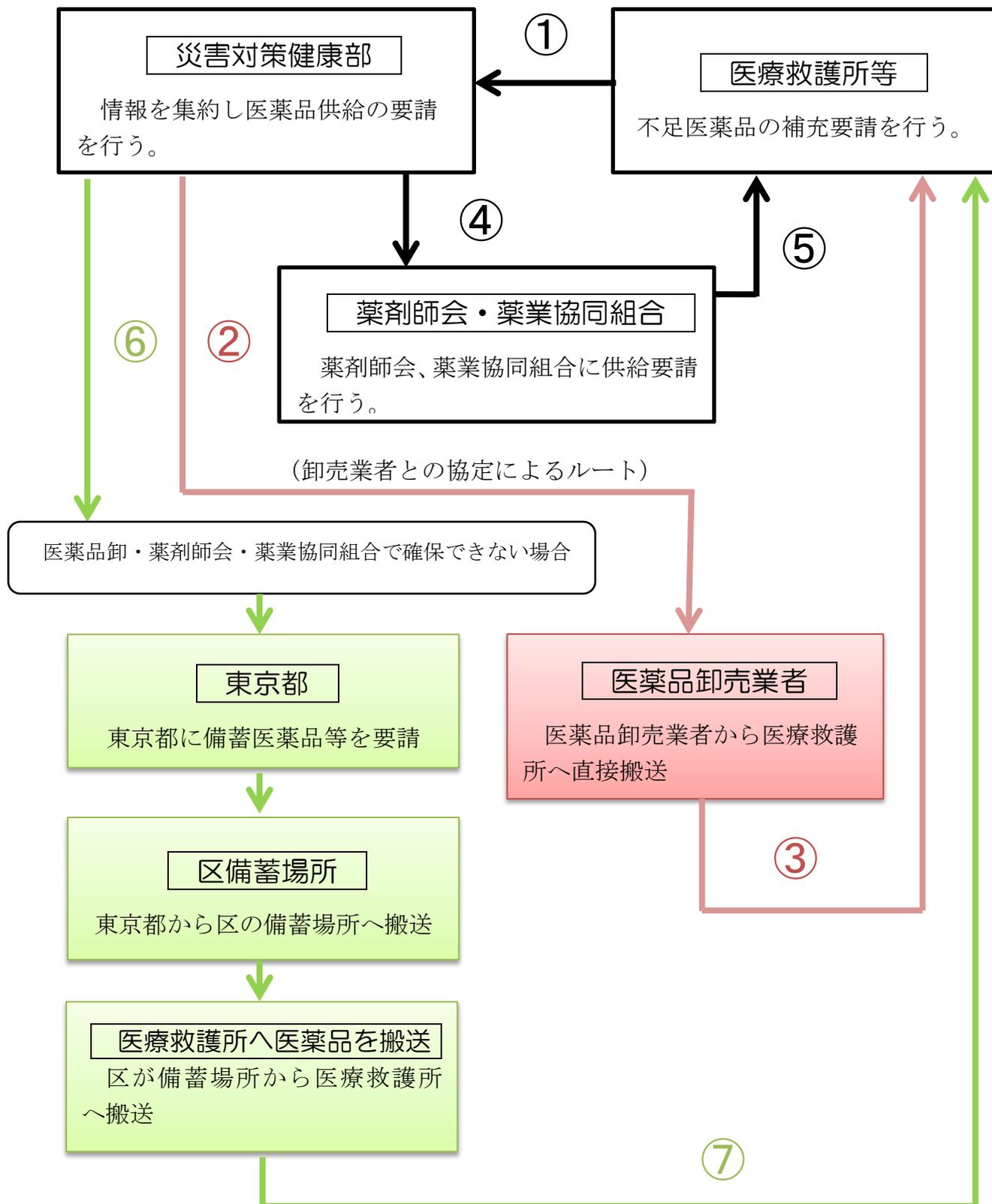
(2) 災害時の医薬品供給体制

【災害時の医薬品調達の考え方】

東日本大震災においては、医薬品等が自治体の運営する集積所（ストックセンター）で停滞したり、大量の支援物資によって混乱し、貴重な人手や場所が奪われる事態が発生しました。

それらの経験を踏まえ、医療救護所の備蓄医薬品等が不足した場合、第一に災害時協定を締結している医薬品卸売販売業者に医薬品を発注し、医療救護所へ直接搬送を要請します。調達ができない場合は、練馬区薬剤師会および練馬薬業協同組合に対して供給要請を行うとともに、東京都に備蓄医薬品の放出を要請します。

【医薬品等の調達の流れ】



(3) 災害時の医療救護活動についての協定書

災害時の医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(柔道整復師班の派遣)

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき負傷者に対する応急手当等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、柔道整復師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき柔道整復師班を編成し、医療救護所等に派遣するものとする。

3 練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、前2項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条により予め編成した柔道整復師班を直ちに各医療救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

4 前項により乙から報告があった派遣については、甲が柔道整復師班の派遣要請を行ったものとみなす。

(柔道整復師班の編成)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、柔道整復師班を編成しこれを甲に報告する。

(柔道整復師班の活動場所)

第4条 柔道整復師班は、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護所における柔道整復師班の活動期間)

第5条 医療救護所における柔道整復師班の活動期間は、原則として発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、避難拠点等の巡回を行う。

(柔道整復師班の業務)

第6条 柔道整復師班の業務は、つぎのとおりとする。

(1) 負傷者に対する応急手当

(2) 負傷者に対して応急手当を行う際に必要となる衛生材料等の提供

(指揮命令)

第7条 柔道整復師班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 乙が医療救護所等において行う応急手当は、医療救護所等の医師の指示により行うものとする。

(柔道整復師班の輸送)

第8条 柔道整復師班の輸送は、原則として甲が行う。

(衛生材料等の備蓄および輸送)

第9条 柔道整復師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する衛生材料等(以下「備蓄衛生材料等」という。)を使用するものとする。

2 医療救護所等において柔道整復師班が必要とする給食および給水は、甲が行う。

3 備蓄衛生材料等の輸送は、原則として甲が行う。

(施術費用)

第10条 医療救護所および避難拠点等における施術費用は、無料とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の応急手当を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。

(1) 柔道整復師班の編成および派遣に要する経費

(2) 柔道整復師班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償

(3) 柔道整復師班の柔道整復師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(4) 乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

3 柔道整復師班の柔道整復師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

4 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項

中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「柔道整復師班の柔道整復師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「柔道整復師班の柔道整復師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第13条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する練馬区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(旧協定の取り扱い)

第16条 本協定の締結に伴い、平成26年1月8日に締結した「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」は、廃止することとする。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 3月 8日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前 川 燿 男

乙 東京都練馬区東大泉六丁目50番9号
公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部

支部長 植 村 光 雄

災害時の医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部（以下「乙」という。）は、平成29年 3月 8日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づき、柔道整復師班の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（柔道整復師班の派遣）

第1条 協定書第2条に規定する柔道整復師班は、原則として柔道整復師3名で構成する。ただし、災害時の医療救護活動状況により必要と認めるときは、その他補助を置くことができる。

（柔道整復師班の活動場所）

第2条 協定書第4条の「医療救護所等」とは、別表に定める医療救護所および甲乙協議のうえ別に定める施設をいう。

（費用弁償等の請求および報告）

第3条 協定書第12条の規定による費用弁償等の請求および報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に請求および報告するものとする。

- （1）柔道整復師班の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に各柔道整復師班ごとの柔道整復師班活動報告・班員名簿（様式1-1）を添えて請求するものとする。
- （2）柔道整復師班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式1に衛生材料等使用報告書（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- （3）柔道整復師班の柔道整復師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式2）に事故傷病者概要（様式2-1）を添えて報告するものとする。
- （4）甲が実施する合同訓練に参加する柔道整復師班に係る実費弁償等については、第2号および前号の定めを準用する。
- （5）乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第1号の様式1に物件損傷等報告書（様式1-3）を添えて請求するものとする。
- （6）その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第4条 甲は、前条の規定により請求および報告された内容を調査のうえ、適当と認めるときは、協定書第12条の規定により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙は、本実施細目書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 3月 8日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川 燿 男

乙 東京都練馬区東大泉六丁目50番9号
公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部

支部長 植村 光 雄

別表（第2条関係）

	区指定医療救護所名	所在地
1	旭丘中学校	旭丘 2-40-1
2	開進第三中学校	桜台 3-28-1
3	貫井中学校	貫井 2-14-13
4	練馬東中学校	春日町 2-14-22
5	光が丘第四中学校	光が丘 2-5-1
6	石神井東中学校	高野台 1-8-34
7	谷原中学校	谷原 4-10-5
8	大泉南小学校	東大泉 6-28-1
9	大泉西中学校	西大泉 3-19-27
10	石神井西中学校	関町南 3-10-3

様式1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日

練馬区長 殿

代表者 _____ 印

平成 年 月 日から 同 年 月 日までにおける 災害・
訓練時 医療救護活動に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

	職種	延人員数	単価	金額	備考
柔道整復師班 実費弁償					延 班 詳細は別紙のと おり
小計	—		—		
衛生材料等 実費弁償	—	—	—		詳細は別紙のと おり
施設・設備 実費弁償	—	—	—		詳細は別紙のと おり
計	—		—		

様式 1 - 1

柔道整復師班活動報告・班員名簿

東京都柔道整復師会練馬支部

No. _____

柔道整復師班名	班員名	職種	救護活動場所	救護活動期間	救護活動内容
		柔・補助		月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	
		柔・補助			
		柔・補助			
		柔・補助			
		柔・補助		月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	
		柔・補助			
		柔・補助			
		柔・補助			
		柔・補助		月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	
		柔・補助			
		柔・補助			
		柔・補助			
計		—	—	—	

様式 1 - 2

衛生材料等使用報告書

東京都柔道整復師会練馬支部

No. _____

柔道整復師班 名	品名	使用量		材料価格基準の購入価額		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式 1 - 3

物件損傷等報告書

東京都柔道整復師会練馬支部

施設名および 所在地	物件名	損傷の種類	損傷の程度	単価	金額	備考

- 注 1 施設ごとに記入してください。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機械、器具、自動車等を記入してください。
- 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染、損失等の種類を記入してください。
- 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入してください。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

様式2

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

練 馬 区 長 殿

代表者 _____ 印

平成 年 月 日から 同 年 月 日までにおける 災
害・訓練時 医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したの
で報告します。

様式 2 - 1

事故傷病者概要

東京都柔道整復師会練馬支部

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種	柔道整復師・その他 ()						
傷病名		程度	重症・中等症・軽症			転帰	
外来・入院 (月 日)	診察 (診療) 医療機関名						
受傷 (発病) 日時	平成 年 月 日		午前	午後	時	分	
受傷 (発病) 場所							
受傷 (発病) 時の状況							

(4) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書

災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書

練馬区を「甲」とし、〇〇〇〇〇を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書、電話等により要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに措置を執るとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目および数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の運搬)

第5条 乙が甲に供給する医薬品等は、甲の指定する場所に乙が運搬することを原則とする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して医薬品等の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金は、甲が負担するものとする。

- 2 この協定により乙が医薬品等を運搬するにあたり、真にやむを得ない理由により発生する搬送等に係る費用で、甲が必要と認めたものは、甲が負担するものとする。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は請求書受領後、遅滞なく支払いを行うものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定書を2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都

災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書実施細目

練馬区（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、平成 年 月 日付けで締結した「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書」（以下、「協定書」という。）第8条に基づき、医薬品等の供給協力に関して、つぎのとおり細目を定める。

（口座の開設）

第1条 乙は、協定書の締結に基づき、甲の口座を開設するものとする。

2 口座の名義は、練馬区災害対策健康部とする。

（要請手続）

第2条 協定書第2条の規定に基づき、甲が行う医薬品等の要請は、つぎに掲げる事項を文書、電話等の方法で行うものとし、事後、別記様式1を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職、氏名
- (2) 要請する医薬品等の品目、規格、数量等
- (3) 履行の期日および場所
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請は、練馬区健康福祉事業本部健康部長が行う。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、協定書第3条の措置にあたって、要請品目に欠品または不足が生じる場合、同種、同効の品目で代用することができる。

2 乙は、協定書第3条の措置状況の連絡にあたっては、つぎに掲げる事項を速やかに、文書、電話等の方法で行うものとし、事後、別記様式2を甲に提出するものとする。

- (1) 要請年月日
- (2) 供給品目、規格、数量等
- (3) 措置状況
- (4) その他必要な事項

3 乙は、被災による事務所等の損壊や交通の途絶等、不測の事態により医薬品等の確保、供給が困難な場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（医薬品等の運搬）

第4条 協定書第5条に規定する「甲の指定する場所」は、別表のとおりとする。

(車両および燃料)

第5条 医薬品等を運搬する車両および燃料は、原則として乙が用意する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が甲に対して運搬車両の提供および燃料の供給等を求めた場合、甲は、車両提供および燃料の供給に努めるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙は、供給要請に伴い医薬品等の納入が完了した場合は、甲に必要な書類を提出し、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(有効期限)

第7条 この細目の有効期限は、本実施細目締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定書実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 志村 豊志郎

乙

別表

No.	医療救護所	所在地
1	開進第一中学校	早宮 1 - 1 6 - 5 0
2	開進第三中学校	桜台 3 - 2 8 - 1
3	練馬中学校	高松 1 - 2 4 - 1
4	貫井中学校	貫井 2 - 1 4 - 1 3
5	田柄中学校	田柄 3 - 3 - 1
6	石神井東中学校	高野台 1 - 8 - 3 4
7	谷原中学校	谷原 4 - 1 0 - 5
8	大泉西中学校	西大泉 3 - 1 9 - 2 7
9	関中学校	関町北 4 - 3 4 - 2 3
10	光が丘第四中学校	光が丘 2 - 5 - 1

別記様式1

平成 年 月 日

殿

練馬区健康福祉事業本部健康部長

災害時における 供給要請書（第 報）

災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書第2条の規定に基づき、
下記のとおり要請しました。

記

1 要請日時
年 月 日 時

2 要請品目

品目	規格	単位	数量	備考

※ 要請品目に欠品または不足が生じる場合、同種、同効の品目で代用することができます。

3 履行期日
年 月 日

4 履行場所

5 要請担当者
職・氏名
電話
ファックス

6 備考

別記様式 2

平成 年 月 日

練馬区健康福祉事業本部健康部長 殿

(団体名)

災害時における 供給要請措置書

災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書第3条の規定に基づき、平成 年 月 日付け(第 報)の要請に対し、措置した内容は下記のとおりです。

記

1 供給品目

品目	規格	単位	数量	備考

2 担当者名

3 備考

(5) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定締結団体一覧

- 1 アルフレッサ(株) 練馬支店
所在地 : 杉並区井草3-20-5
電話番号 : 03 (3301) 6011

- 2 (株)スズケン 練馬支店
所在地 : 練馬区高野台2-3-17
電話番号 : 03 (5923) 0861

- 3 東邦薬品(株) 練馬・板橋営業所
所在地 : 練馬区谷原1-9-3
電話番号 : 03 (3997) 3211

- 4 (株)メディセオ 練馬支店
所在地 : 練馬区向山1-11-13
電話番号 : 03 (5987) 0861

- 5 酒井薬品(株) 中野営業所
所在地 : 中野区鷺宮3-47-1
電話番号 : 03 (3337) 8021

- 6 (株)バイタルネット 東京中央支店
所在地 : 板橋区泉町40-1
電話番号 : 03 (5916) 1800

- 7 (株)マルタケ 東京支店
所在地 : 豊島区南大塚1-2-7
電話番号 : 03 (5976) 3200

(6) 医療救護所備蓄医薬品・資器材リスト
【現在（入替前）】

医療資材7点セットの滅菌詰替品目							
1号							
No.	区分	品名	規格★仕様	単位	数量	殺菌	有効
	診 断 用 具	BC 診断用具	BC-2001-ST3-DX				
1		聴診器	BC リットマン型DX	個	1		4
2		〃	BC 〃 ST	〃	3		4
3		血圧計	BC 電子式	〃	1		電池2
4		〃	BC 携帯用	〃	3		4
5		打診器	BC 米式	〃	4		
6		パイトステック	板状舌圧子/袋入	〃	4		
7		体温計	電子式	〃	1		電池2
8		〃	平型	〃	3		
9		ペンライト	BC 携帯用	〃	4		電池2
10		懐中電灯	単二 2個用	〃	4		電池2
11	メジャー	ロータリー	〃	4			
	識別連絡用具	BC 識別連絡用具	BC-2010-100/300				
12		連絡カード	BC 救急用	枚	300		6
13		ボールペン	黒	本	10		2
14		識別バンド	BC 赤・黄・緑	〃	300		4
15		サインペン	赤・黒	〃	20		2
16	メモ用紙	BC 救急用	冊	10		6	
	蘇生器 用 具	BC 蘇生用具	BC-2020-DX-3-SD				
17		デマンド蘇生器	DR-300	台	1		書替2
18		手動式人工蘇生器	成人用 AB-01	組	2		
19		〃	新生児用 IB-01	〃	1		
20		レサシエード	ポーテックス	個	4		2
21		蘇生チューブ	口対口	〃	3		
22		エアウエイ	経口用	〃	9		
23		〃	経鼻用	〃	9	○	2
24		清浄綿	デルメン20入	包	2	○	2
		吸引器 用 具	BC 吸引用具	BC-2030-DX3-SD			
25	吸引器		足踏式	個	1		
26	〃		手動式	〃	3		
27	サクシジョンカテーテル		Fr12,14,手動式用各1	本	3	○	2
28	〃 コネクター		3m/m 5m/m/袋入	〃	4		6
29	ネラトンカテーテル		各サイズ/袋入	〃	6		2
30	バルンカテーテル	カフ付	〃	3		2	

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

2号

No.	区分	品 名	規 格 ★ 仕 様	単 位	数 量	殺 菌	有 効
		BC 気管挿管用器具	BC-2040-DX3				
31	気管挿管用器具	喉 頭 鏡	成人用	組	2		電池2
32		"	小児用	"	1	"	電池2
33		気管内チューブ	成人用	本	6	○	2
34		"	小児用	"	3	○	2
35		スタイレット	BC 大・小/袋入	"	2		
36	気管挿管用器具	マギル鉗子	BC ステンレス	本	1		
37		舌 鉗 子	BC コラン氏/袋入	"	3		
38		開 口 器	BC エルマル/袋入	個	3		
39		バ イ ト ブ ロ ッ ク	大・小/袋入	"	6		6
40		カ フ ポ ン プ	20ml	"	1		
41		カ フ シ リ ン ジ	30ml	"	1		
42		チ ュ ー ブ 鉗 子	BC ステンレス	本	1		
43		サ ー ジ カ ル テ ー プ	1/2" 2"	巻	6		2
44		舌 圧 子	BC 板状/袋入	枚	6		
45		バ イ ト ス テ ィ ッ ク	板状舌圧子/袋入	個	3		
		BC 気管切開用具	BC-2050-ST3-DX				
46	気管切開用具	気管切開セット	BC-2052-DX/袋入	組	1		
47		気管切開チューブ	成人用	個	3	○	2
48		"	小児用	"	3	○	2
49		ト ラ ヘ ル パ ー	セット	"	3	○	2
50		カ フ ジ リ ン ジ	30ml	"	1		
51		注 射 器	5ml, 10ml	本	8	○	2
52		サ ー ジ カ ル テ ー プ	1/2" 2"	巻	8		2
			BC 外科用具	BC-2060-0DX3-DX4			
53	外科用具	縫合切開セット	BC-2060-DX/袋入	組	4		
54		外科ホルスターセット	BC-2061-0DX/袋入	"	3		
55		注 射 器	2.5ml 針付	本	25	○	2
56		"	5ml "	"	30	○	2
57		"	10ml "	"	20	○	2
58		"	20ml 針なし	"	15	○	2
59		"	30ml "	"	10	○	2
60		注 射 針	21G	"	15	○	2
61		"	23G	"	15	○	2
62		駆 血 帯	BC マジック	"	5		2
63		シ ャ ー レ	BC ステンレス	枚	3		
64		膿 盆	BC "	"	3		
65		消 毒 パ ッ ト	BC "	"	2		

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

3号

No.	区分	品名	規格★仕様	単位	数量	殺菌	有効	
	気 管 挿 管 用 具	BC 輸液用具	BC-2070-DX30-F10					
66		輸血セット	デスポ	個	10	○	2	
67		輸液セット	〃	〃	20	○	2	
68		輸液セット小児用	〃	〃	6	○	2	
69		翼付針	18, 21, 23G	本	30	○	2	
70		静脈留置針	チューブ付	〃	20	○	2	
71		カテラン針	23G	〃	20	○	2	
72		点滴用副子	3号	個	3		2	
73		S字フック	BC 輸液用	個	10			
74		輸液ローブ	BC 〃	本	1		6	
75		チューブ鉗子	BC ステンレス	〃	1			
		静脈切開	BC 静脈切開用具	BC-2080-DX3				
76			静脈切開セット	BC-2082-DX/袋入	組	3		
		ス ペ ー ス 薬 品	BC 薬品スペース	BC-2090-DX2				
77			瓶立	BC-BK-DX	個	1		
	調 剤 用 具	BC 調剤用具	BC-2100-ST3					
78		薬匙	三ツ組	個	1			
79		軟膏ベラ	BC 中	〃	3			
80		液量計	小	〃	1			
	眼 科 用 具	BC 眼科用具	BC-2110-DX30-SD					
81		眼科治療セット	BC-2111-SD/袋入	組	1			
82		眼帯	ガーゼ付	個	30			
83		洗眼瓶	100ml	〃	3		4	
84		受水器	BC ステンレス	〃	3			
	耳 鼻 科 用 具	BC 耳鼻科用具	BC-2120-DX3-SD					
85		耳鼻科治療セット	BC-2121-SD/袋入	組	1			
86		額帯鏡	BC-ST	個	1			
87		舌鉗子	コラン氏	〃	3		6	
88		噴霧器	BC-DX	〃	1			
89		二連球	No.6	〃	1		2	

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

4号

No.	区分	品名	規格★仕様	単位	数量	殺菌	有効
	婦人科用具	BC 婦人科用具	BC-2130-DX3				
90		臍帯クリップ	ディスポ	個	6		2
91		臍帯剪刀	BC ステンレス/袋入	本	1		
92		分娩バック	ディスポ/袋入	組	3	○	2
	雑品消毒用具	BC 雑品消毒用具	BC-2140-SD7				
93		手洗ブラシ	台付	個	1		
94		石けん	固形	〃	1		6
95		携帯用消毒器	BC 煮沸	〃	1		
96		固形燃料	中	〃	1		2
97		麦粒鉗子	BC ステンレス	本	1		
98		水筒	GI型	個	2		
99		水桶	折りたたみ	〃	2		
100		タオル	BC 白/袋入	枚	7		6
101		シート	BC ビニール/袋入	〃	7		2
102		レスキューシート	BC 救急シート	〃	7		4
103		カンテラ	折りたたみ	個	1		
104	ローソク	ライター付	〃	7		4	

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

5号

No.	区分	品名	規格★仕様	単位	数量	殺菌	有効
105	雑品消毒用具	寝袋	3シリーズ	〃	1		6
106		手術衣セット	不織布/袋入	組	7		6
107		手術手袋	各サイズ/袋入	双	42	○	2
108		サーチライト	単一 6個用	個	2		電池2

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

6号

No.	区分	品名	規格★仕様	単位	数量	殺菌	有効
	包	BC 包帯材料用具	BC-2150-SD300				
109	帯 材 料 用 具	救急絆	BC デルパン4サイズ	箱	3		2
110		滅菌ガーゼ	サージカルドレッシング/袋入	枚	200		6
111		綿棒	BC 50入	包	3		4
112		清浄綿	デルメン20入	〃	3	○	2
113		三角巾	BC 105×105×105/袋入	枚	30		6
114		耳付包帯	BC 3裂×3	本	11		6
115		〃	BC 4裂×4	〃	10		6
116		〃	BC 5裂×5	〃	9		6
117		サージカルテープ	1/2" 24入	箱	3		2
118		〃	2" 6入	〃	3		2
119		ネット包帯	手指用	〃	7		6
120		〃	頭部、足用	〃	7		6
121		弾性包帯	BC 5cm	個	7		4
122		〃	BC 7.5cm	〃	7		4
123	〃	BC 10cm	〃	7		4	
124	雑剪刀	BC ステンレス	本	3			
125	エコノシアーズ	BC-2020ES	〃	1			
126	リングカッター	U・S・A	〃	1			

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

7号

No.	区分	品 名	規 格 ★ 仕 様	単 位	数 量	殺 菌	有 効
		BC 止 血 用 具	BC-2170-D×10				
127	止血用具	三 角 巾	BC 105×105×105/袋入	枚	10		6
128		止 血 棒	BC 救急用	本	10		
129		止 血 帯	BC マジック	〃	4		2
130		傷 票	白	枚	10		6
131		ポ ー ル ペ ン	黒	本	1		2
			BC 骨 折 固 定 用 具	BC-2180-SD10			
132	骨折固定用具	ア ル ミ シ ー ネ	手指用	枚	21		4
133		板 状 副 木	BC 上肢用	〃	14		
134		針 金 副 子	BC 下肢用	〃	6		
135		エ ア シ ー ネ	BC 四肢用	〃	3		4
136		ソ フ ト シ ー ネ	BC 下肢用	〃	6		4
137		巻 軸 包 帯	BC 手指用	巻	4		6
138		三 角 巾	BC 105×105×105/袋入	枚	49		6
139		ペ ン チ	副子用	個	1		
140		ケース	BC ラ イ フ ボ ッ ク ス	BC-7L-ST	箱	7	

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

救 急 薬 品

8号

区分	品 名	容 量	単 位	数 量	有 効
消毒液	ヒ ビ テ ン 液	5% 500ml	本	2	2年
	消 毒 用 ア ル コ ー ル	500ml	〃	2	4
	イ ソ ジ ン ス ク ラ ブ	500ml(手術用)	〃	2	2
	オ キ シ ド ー ル	500ml	〃	2	4
鎮痛・鎮静剤	フ エ ノ バ ー ル 注	10% 1ml 10A	箱	2	2
	ソ セ ゴ ン 注	15mq 1ml 10A	〃	2	4
	イ ン テ バ ン 坐 薬	50mq 50入	〃	1	4
	バ フ ァ リ ン A	40 錠	〃	2	4
	ブ ス コ バ ン	PTP 100 錠	〃	4	2
	ア タ ラ ッ ク ス P25	2.5% 25mq 1ml 10A	〃	2	4
	硫 酸 ア ト ロ ピ ン 注	0.05% 1ml 10A	〃	2	2
強心・利尿剤	テ ラ プ チ ク 静 注	0.5mg 1.5% 3ml 30A	〃	2	2
	テ ラ プ チ ク 筋 注	30mg 1.5% 2ml 10A	〃	2	2
	ニ ト ロ ー ル	舌下錠 100錠	〃	2	2
	ジ ギ ラ ノ ゲ ン C 注	0.02% 2ml 50A	〃	1	4
	ソ ル ・ コ ー テ フ	100mq 2ml 5/バイアル	〃	2	4
	ラ シ ッ ク ス 注	20mq 2ml 10A	〃	2	4
止血・麻酔剤	ア ド ナ 注	50mg 0.5% 10ml 10A	〃	2	2
	ト ラ ン サ ミ ン 注	2.5ml×10A	〃	2	2
	キ シ ロ カ イ ン 注	1% 100ml	〃	2	2
	キ シ ロ カ イ ン 注 ポ リ ア ン プ	2% 5ml 10A	〃	2	2
	キ シ ロ カ イ ン ゼ リ ー	30ml	個	2	2
内・外用剤	タ リ ビ ッ ト 眼 軟	3.5×10	本	1	2
	ホ ウ 酸 末	500q	箱	1	4
	白 色 ワ セ リ ン	500q	個	1	4
	ソ ル ベ ー ス	500q	〃	1	4
	ソ フ ラ チ ュ ー ル	10枚入	箱	10	2
	グ リ セ リ ン 浣 腸	110ml	本	5	4
	エ ア ゾ リ ン D1	170×10	〃	2	2
	血 液 型 判 定 用 紙	100枚入	箱	2	4
血圧昇圧剤	ノ ル ア ド レ ナ リ ン 注	0.1% 1ml 10A	〃	2	2
	ブ ロ タ ノ ー ル L 注	1.3mg 0.02% 1ml 10A	〃	2	4
	エ ホ チ ー ル 注	10mg 1ml 10A	〃	2	2
	ポ ス ミ ン 注	0.1% 1ml 20A	〃	2	2
補液剤	グ ル ノ ン 5 % (ブドー糖)	500ml	本	4	2
	フィザルツ(生理食塩水)	500ml	〃	4	2
	ラ ク ト リ ン ゲ ル 液	500ml	〃	4	2

BCライフボックス(BC-7L-ST)寸法 610×410×220mm

1 救護所あたりの医薬品

品名	規格	数量	梱包単位
ブスコパン注	2% 1ml 1管	500 管	×10箱(50管)
セファメジン注	1g/1バイアル	20 バイアル	10バイアル×2箱
セフメタゾン注	2g/1バイアル	10 バイアル	10バイアル×1箱
注射用蒸留水	20ml/1管	50 管	50管×1箱
注射用蒸留水	100ml/1瓶	10 瓶	10瓶×1箱
メチロン注	25%2ml/1管×50管×2	1000 管	100管×10箱
ネオフィリン注	2.5% 10ml/1管	150 管	30管×5箱
プレドバ注200	0.1% 200ml/1袋	10 袋	10袋×1箱
プレドバ注600	0.3% 200ml/1袋	10 袋	10袋×1箱
イノバン注	100mg 5ml/1管	30 管	10管×3箱
イノバン注	200mg 10ml/1管	30 管	10管×3箱
アドナ注	0.5% 2ml/1管	20 管	10管×2箱
アドナ静注	0.5% 10ml/1管	20 管	10錠×2箱
EL-3号	500ml/1袋	20 袋	20袋×1箱
精製水	滅菌 1000ml	144 本	10本×14箱+4本
MS冷シップ	20g×5枚×100入	500 枚	1箱:5枚×100人
固定用粘着シート	5枚/袋	1000 枚	5枚×100×2箱
固定用粘着シート	5枚/袋	1000 枚	5枚×100×2箱
ゴム手袋 6.5号	(滅菌処理済)	50 双	40双×1箱+10双
ゴム手袋 7.5号	(滅菌処理済)	50 双	40双×1箱+10双
ゴム手袋 8号	(滅菌処理済)	50 双	40双×1箱+10双
酸素マスク(簡易)		2 個	
減圧弁(の検査)		2 個	
流量計(の検査)		2 個	
酸素ポンプ(の検査)	15002	3 本	
ポルタレンサボ	25mg/1個	100 個	50個×2箱
アンヒバ	100mg/1瓶	50 個	50個×1箱
破傷風トキソイド	沈降 0.5ml/1シリンジ	30 シリンジ	10シリンジ×3箱
破傷風グロブリン	国際単位 250	1 瓶	1瓶×1箱
キシロカイン注	1% エピレナシ含有20ml/バイアル	150 バイアル	×5箱(30パック)

流通備蓄医薬品一覧表

医薬品	包装単位	在庫数量
セフゾン小児用細粒	0.5g × 120包	2包
カロナール200mg	100錠	1
ロキソニン錠60mg	100錠	1
メプチン錠0.05mg	100錠	1
ノルパスク2.5mg	100錠	2
ムコスタ錠	100錠	1
ジルテック錠10mg	100錠	1
フロモックス錠100mg	100錠	2
デパス0.5mg	100錠	1
ロペミン1mg	100錠	1
PL顆粒	1g × 1000包	1
フスコデ錠	100錠	1
セレスタミン錠	500錠	1
ナウゼリン錠10mg	100錠	1
ブスコパン錠	100錠	1
ニトロール錠5mg	100錠	1
ラシックス錠20mg	100錠	1
イソジンガーグル	30ml × 50本	1
リンデロンVG軟膏	5g × 10本	1
フランドールテープS	50枚	1
ホクナリンテープ1mg	50枚	1
ナウゼリン坐薬10mg	20個	1
ゲンタシン軟膏	10g × 10本	1
タリビット眼軟膏	3.5g × 10本	1
セルタッチ	7枚 × 100包	1
ポルタレンサボ25mg	50個	2
アンヒバ100mg	50個	1

【入替後】

区分	備蓄品名	一般医療 救護所 備蓄数量	石東中 光四中 備蓄数量
診断用	聴診器リットマン型DX	1	1
	聴診器リットマン型ST	3	3
	血圧計BC電子式	1	1
	打診器 電子式	1	1
	ペンライトBC携帯用	4	4
	体温計 電子式	1	1
	舌圧子 板状	1	1
	バイトスティック 板状	1	1
	懐中電灯 単2電池2個用	4	4
	メジャー ロータリー	4	4
	血圧計小児用カフ	1	1
	識別連絡用具	連絡カード BC救急用	300
ボールペン黒		10	10
サインペン赤・黒10本ずつ		20	20
メモ用紙 BC救急用		10	10
外科用具・鉗子類	縫合切開セット	4	4
外科用具・耳鼻眼科用鉗子	耳鏡（乾電池式）大中小のアダプタ付き	1	1
外科用具・ディスポ製品	膿盆 ステンレス	3	3
	綿棒BC50入	3	3
	外科ホルスターセットBC-2061-ODX	3	3
	注射器5ml針付	30	30
	注射器21G	15	15
	注射器23G	15	15
	シャーレBCステンレス	3	3
	消毒パット BCステンレス	2	2
	綿球	100	100
	骨折用	ソフトシーネ下肢用	6
止血帯 救急用		10	10
巻軸包帯		4	4
ペンチ		1	1
アルミシーネ手指用		21	21
板状副木 上肢用		14	14
針金副子 下肢用		6	6
エアシーネ四肢用		3	3
頸部固定カラー（L）		2	2
頸部固定カラー（M）		2	2
頸部固定カラー（S）		2	2
頸部固定カラー（SS）		2	2

区分	備蓄品名	一般医療 救護所 備蓄数量	石東中 光四中 備蓄数量
蘇生用	手動式人工蘇生器 成人用AB-01	1	1
	手動式人工蘇生器 新生児用IB-01	1	1
	気管内チューブ 成人用	6	6
	気管内チューブ 小児用	6	6
	サクシオンカテーテルFr12,14,手動式用各3	9	9
	エアウェイ経鼻用	9	9
	エアウェイ経口用	9	9
	気管挿管用具	1	1
	デマンド蘇生器DR-300	1	1
	レサシェード ポーテックス	4	4
	蘇生チューブ 口対口	3	3
	清浄綿デルメン20入	2	2
	吸引器 足踏式	1	1
	吸引器 手動式	3	3
	サクシオンコネクター 3mm 5mm	4	4
	ネラトンカテーテル各サイズ	6	6
	バルンカテーテル カフ付	3	3
	喉頭鏡 成人用	2	2
	喉頭鏡 小児用	1	1
	スタイレット 大小2本	2	2
パルスオキシメーター	パルスオキシメーター	1	1
血糖測定器	測定器、センサー、採血器具	1	1
看護用	水桶 折りたたみ	2	2
	ビニールバケツ(10L)	1	1
	ポリ袋(大)	100	100
	ポリ袋(小)	100	100
感染防止用	手術手袋 各サイズ	42	42
	ディスポマスク	100	100
	ディスポーザブルエプロン	30	30
	ディスポラテックスグローブS	200	200
	ディスポラテックスグローブM	200	200
	ディスポラテックスグローブL	200	200
	サージカルガウン L	15	15
	サージカルガウン M	15	15

区分	備蓄品名	一般医療 救護所 備蓄数量	石東中 光四中 備蓄数量
輸液・助産用	輸液セット ディスポ	20	20
	輸液セット小児用ディスポ	6	6
	翼付針 18G	10	10
	翼付針 21G	10	10
	翼付針 23G	10	10
	静脈留置針チューブ付	20	20
	注射器20ml針なし	15	15
	駆血帯BCマジック	5	5
	カテラン針23G	20	20
	点滴用副子3号	3	3
	注射器2.5ml針付	25	25
	注射器10ml針付	20	20
	注射針19G	50	50
	延長チューブ	50	50
	三方活栓	50	50
	点滴用ガートル架	2	2
	薬品スペース	瓶立BC-Bk-DX	1
調剤用具	薬匙 三ッ組	1	1
	軟膏ペラ 中	3	3
	液量計 小	1	1
止血用具	止血帯BCマジック	4	4
耳鼻科用具	舌鉗子コラン氏	3	3
	86(額帯鏡BC-ST)	1	1

区分	備蓄品名	一般医療 救護所 備蓄数量	石東中 光四中 備蓄数量
衛生材料	弾性包帯5cm	40	40
	弾性包帯7.5cm	40	40
	ネット包帯 手指用	7	7
	ネット包帯 頭部、足用 7箱	7	7
	ネット包帯 頭部、足用 7箱	7	7
	滅菌ガーゼ サージカルドレッシング	1000	1000
	救急絆デルパン4サイズ	3	3
	眼帯ガーゼ付	30	30
	清浄綿デルメン20入	30	30
	耳付包帯BC3裂×3	11	11
	耳付包帯BC4裂×4	10	10
	耳付包帯BC5裂×5	9	9
	三角巾105x105x105	30	30
	サージカルテープ1/2" 24入	3	3
	サージカルテープ2" 6入	3	3
	弾性包帯10cm	7	7
	雑剪カステンレス	3	3
	エコノシアーズBC-2020ES	1	1
	リングカッターUSA	1	1
	手洗ブラシ台付	1	1
	水筒GI型	2	2
	カンテラ折りたたみ	1	1
	ローソク ライター付	7	7
	局方ガーゼ30cm×10m	2	2
	トイレットペーパー	12	12
	脱脂綿100g	20	20
	大人用紙オムツ(L)	330	330
	AEDパッド	3	3

区分	備蓄品名	一般医療 救護所 備蓄数量	石東中 光四中 備蓄数量
雑品	石けん 固形	1	1
	タオル 白	7	7
	レスキューシート 救急シート	7	7
	識別バンド 赤黄緑 300本	300	300
	S字フック 輸液用	10	10
	輸液ロープ	1	1
	シーツ ビニール袋入	7	7
	寝袋3シリーズ	1	1
	サーチライト単-6個用	2	2
	液体石鹸250ml	1	1
	災害用カルテ	500	500
	生理用ナプキン昼夜用	昼-800 夜-165	昼-800 夜-165
	筆記用具、紙、画板	画板 10	画板 10
	洗浄ポリビン500cc	5	5
	ポリタンク10L	1	1
	紙コップ200cc	100	100
	安全カミソリ	40	40
	はさみ	1	1
	ゴミ袋(大)	100	100
	ビニール袋	100	100
	薬袋	500	500
	災害用処方箋	500	500
	折り畳みベッド	4	4
	ヘッドライト	1	1

薬効分類 (薬効分類コード)	備蓄品名 ※斜体はプレフィルドシリンジ	一般医療 救護所 備蓄数量	石東中 光四中 備蓄数量
催眠鎮静剤・抗不安剤	レンドルミンD錠0.25mg	100	100
精神神経用剤	デパス錠 5mg	300	800
解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン錠 60mg	600	900
	ポルタレンサポ25mg	150	250
	カロナール200mg	1800	3000
	アンヒバ 100mg	300	450
総合感冒剤	PL顆粒 1mg	500	800
局所麻酔薬	キシロカイン注ポリアンプ1% 10mL キシロカイン注シリンジ1% 10mL	10	10
	キシロカインゼリー30ml	5	5
鎮痙剤	ブスコパン錠	100	100
止しゃ剤・整腸剤	ピオフェルミンR錠6mg	600	800
消化性潰瘍用剤	タケプロンOD錠15mg	100	100
	ラキソベロン内容液0.75% 10mL	10	10
	グリセリン浣腸液50% 60mL	10	10
その他の消化器官用薬	ナゼリ錠10mg	600	600
利尿剤	ラシックス 20mg	100	100
	ラシックス注 20mg 2ml 10A	10	10
内・外用剤	タリビット眼軟膏3.5g	10	10
	プラスチックベース500g	500g	500g
血管拡張剤	ルバスク2.5mg	100	100
	ニトロペン舌下錠0.3mg	100	100
	フラットルテ-フS	140	140
鎮咳剤	メジコン錠15mg	100	100
気管支拡張剤	メプチ錠50ug	100	100
	サルタノールインヘラー100ug	5	8
その他の呼吸器官用薬	シムピコートタービュヘイラー30吸入	10	10
副腎ホルモン剤	セリスタミン錠	100	200
その他の血液・体液用薬	バイアスピリン錠100mg	100	100
血液代用剤	ラクテック注500mL	20	20
	生理食塩液100mL	100	100

薬効分類 (薬効分類コード)	備蓄品名 ※斜体はプレフィルドシリンジ	一般医療 救護所 備蓄数量	石東中 光四中 備蓄数量
グラム陽性・陰性菌に作用 するもの	フロモックス錠100mg	100	100
	セゾン小児用細粒0.5g	120	120
眼科用剤	クラビット点眼液0.5%5mL	5	5
化膿性疾患用剤	ゲンタシン軟膏10g	20	30
鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤	リンデロンVG軟膏5g	10	10
	セルタッチパッド7枚	100	100
外皮用殺菌消毒剤 防疫用殺菌消毒剤	ウエルパス手指消毒液0.2%	500mL5本	500mL5本
	次亜塩素酸ナトリウム	500mL1本	500mL1本
	消毒用アルコール500ml	500mL1本	500mL1本
蘇生用医薬品（緊急医療救 護所で、病院へ搬送前に必 要になることを想定）	ボスミン注1mg アドレナリン注0.1%シリンジ	10	10
	ソセゴン注15mg 1ml 10A	10	10
非ランニングストック分	ネオフィリン注2.5% 10ml	150	150
	精製水 滅菌500ml	10	10
	サージnPパッド	2000	2000
	サランラップ	20	20
	ニトリル手袋	150	150

(7) 区施設等連絡先一覧

【練馬区】

	名称	所在	電話番号	Fax 番号	防災無線番号
1	防災センター	本庁舎 7 階			ねりま 100
2	災対健康部	東庁舎 6 階			—
3	健康推進課 (庶務班)	東庁舎 6 階	5984-2482	5984-1211	—
4	生活衛生課 (衛生班)	東庁舎 6 階	5984-2483	5984-1211	—
5	保健予防課 (保健班)	東庁舎 6 階	5984-1017	5984-1211	ねりま 711
6	地域医療課 (救護班)	東庁舎 6 階	5984-4673	5984-1211	ねりま 712
7	豊玉保健相談所	豊玉北 5-15-19	3992-1188	3992-1187	ねりま 501
8	北保健相談所	北町 8-2-11	3931-1347	3931-0851	ねりま 502
9	光が丘保健相談所	光が丘 2-9-6	5997-7722	5997-7719	ねりま 309#2
10	石神井保健相談所	石神井町 7-3-28	3996-0634	3996-0590	ねりま 503
11	大泉保健相談所	大泉学園町 5-8-8	3921-0217	3921-0106	ねりま 504
12	関保健相談所	関町東 1-27-4	3929-5381	3929-0787	ねりま 505
13	総合体育館	谷原 1-7-5	3995-2805	3995-8613	ねりま 551
14	中村南スポーツ交流センター	中村南 1-2-32	3970-9651	3970-9653	—
15	光が丘体育館	光が丘 4-1-4	5383-6611	5383-6615	—
16	上石神井体育館	上石神井 1-32-37	5991-6601	5991-6604	—
17	大泉学園体育館	大泉学園 5-14-24	5905-1161	5905-1166	—
18	桜台体育館	桜台 3-28-1	3992-9612	3992-9612	—

【災害医療コーディネーター】

区分	氏名	所属
練馬区災害 医療コ ーデ ィネ ーター	小山 寿雄	一般社団法人練馬区医師会会長
	杉田 学	順天堂大学医学部附属練馬病院救急集中治療科科長 前任准教授
	光定 誠	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院 副管理者
	矢野 久子	練馬区保健所長
東京都地域 災害医療コ ーデ ィネ ーター	三宅 康史	帝京大学医学部附属病院救命救急センター長

【警察・消防】

	名称	所在地	電話番号	Fax 番号	防災無線番号
1	練馬警察署	豊玉北 5-2-7	3994-0110	3994-0110	ねりま 811
2	光が丘警察署	光が丘 2-9-8	5998-0110	5998-2404	ねりま 812
3	石神井警察署	石神井町 6-17-26	3904-0110	3904-0850	ねりま 813
1	練馬消防署	豊玉北 5-1-8	3994-0119	3994-0480	ねりま 801
2	光が丘消防署	光が丘 2-9-1	5997-0119	5998-2404	ねりま 802
3	石神井消防署	下石神井 5-16-8	3995-0119	3995-2163	ねりま 803

【医療救護所】

	医療救護所名	所在地	電話番号	Fax番号	防災無線番号
1	旭丘中学校	旭丘2-40-1	3957-3133	3958-9009	ねりま961
2	開進第三中学校	桜台3-28-1	3993-4265	5984-3036	ねりま967
3	貫井中学校	貫井2-14-13	3990-6412	3577-7998	ねりま972
4	練馬東中学校	春日町2-14-22	3998-0231	3577-7997	ねりま971
5	光が丘第四中学校	光が丘2-5-1	3976-5891	5383-3610	ねりま978
6	石神井東中学校	高野台1-8-34	3996-2157	3997-3674	ねりま980
7	谷原中学校	谷原4-10-5	3995-8036	3997-5472	ねりま985
8	大泉南小学校	東大泉6-28-1	3922-1371	5387-2191	ねりま659
9	大泉西中学校	西大泉3-19-27	3921-7101	5387-2292	ねりま989
10	石神井西中学校	関町南3-10-3	3920-1034	3929-9057	ねりま981

【災害時医療機関】

	医療機関名	区分	所在地	電話番号	Fax番号	防災無線番号
1	順天堂練馬病院	点 災 害 拠 点 病 院	高野台3-1-10	5923-3197	5923-3215	ねりま851
2	練馬光が丘病院		光が丘2-11-1	3979-3611	3979-3787	ねりま871
3	練馬総合病院	連 携 災 害 拠 点 医 療 機 関	旭丘1-24-1	5988-2200	5988-2250	ねりま872
4	浩生会スズキ病院		栄町7-1	3557-2001	3557-4001	ねりま873
5	大泉生協病院		東大泉6-3-3	5387-3111	5387-5511	ねりま874
6	川満外科		東大泉6-34-46	3922-2912	3867-6651	ねりま875
7	田中脳神経外科病院		関町南3-9-23	3920-6263	5991-3320	ねりま876
8	辻内科循環器科歯科クリニック		大泉学園町8-24-25	3924-2017	3924-2067	ねりま878
9	島村記念病院	災 害 医 療 支 援 医 療 機 関	関町北2-4-1	3928-0071	3928-0074	
10	栗林医院		石神井町7-14-5	3904-3215	3904-6296	
11	保谷病院		南大泉4-50-15	3924-3258	3867-7040	
12	東大泉病院		東大泉7-36-10	3924-5820	3924-5822	
13	関町病院		関町北1-6-19	3920-0532	3920-0531	
14	東京聖徳病院		北町3-7-19	3931-1101	3931-1135	
15	慈雲堂病院		関町南4-14-53	3928-6511	3928-6626	
16	陽和病院		大泉町2-17-1	3923-0221	3923-0226	
17	豊島園大腸肛門科		春日町4-6-14	3998-3666	3998-3738	
18	阿部クリニック		桜台2-1-7	3992-1103	3992-1008	
19	練馬駅リハビリテーション病院		練馬1-17-1	3557-2611	3557-2613	
20	東海病院	拠 点 病 院 専 門 医 療	中村北2-10-11	3999-1131	3999-7027	
21	久保田産婦人科病院		東大泉3-29-10	3922-0262	3922-0090	
22	大泉病院		大泉学園町6-9-1	3924-2111	3924-3389	
23	高松病院	透 析 医 療 機 関	高松6-4-23	3997-1171	3995-5719	
24	練馬中央診療所		豊玉北5-32-8	3991-9655	3991-4437	
25	腎クリニック高野台		高野台1-3-7	5910-3121	5910-3123	
26	練馬桜台クリニック		豊玉北4-11-9	5999-0723	5999-0823	
27	優人クリニック		田柄2-52-10	5383-6760	5383-6761	
28	練馬高野台クリニック		高野台1-8-15	5372-6151	5393-2320	
29	優人大泉学園クリニック		東大泉1-28-7	3867-5510	3867-5520	
30	大泉学園クリニック		東大泉5-40-24	5947-5681		
31	武蔵野総合クリニック練馬		練馬1-26-1	3993-7015		
32	優人上石神井クリニック		上石神井1-13-13	5903-3630		

【福祉避難所】

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
関町デイサービスセンター	関町南4-9-28	3928-5030	
富士見台デイサービスセンター	富士見台1-22-4	5241-6010	
土支田デイサービスセンター	土支田2-40-18	5387-6760	
豊玉デイサービスセンター	豊玉南3-9-13	3993-1341	
高松デイサービスセンター	高松6-3-24	3995-5107	
東大泉デイサービスセンター	東大泉5-15-2	5387-1021	
練馬デイサービスセンター	練馬2-24-3	5984-1701	
田柄デイサービスセンター	田柄4-12-10	3825-1551	
光が丘デイサービスセンター	光が丘2-9-6	5997-7706	
大泉デイサービスセンター	東大泉2-11-21	5387-2201	
錦デイサービスセンター	錦2-6-14	3937-5031	
育秀苑デイサービスセンター	桜台2-2-8	3557-7637	
光陽苑デイサービスセンター	西大泉5-21-2	3923-5264	
第二光陽苑デイサービスセンター	関町北5-7-22	5991-9917	
第2育秀苑デイサービスセンター	羽沢2-8-16	3991-0523	
第3育秀苑デイサービスセンター	土支田1-31-5	6904-0105	
やすらぎ舎デイサービスセンター	大泉学園町7-12-32	5387-5577	
やすらぎミラージュデイサービスセンター	大泉町4-24-7	5905-1191	
練馬キングス・ガーデンデイサービスセンター	早宮2-10-22	5399-5315	
老人デイサービスセンター土支田創生苑	土支田3-4-20	3978-0801	
練馬高松園デイサービスセンター	高松2-9-3	3926-3026	
大泉学園デイサービスセンター	大泉学園町2-20-21	5933-0742	
高野台デイサービスセンター	高野台5-24-1	5923-0831	
豊玉南しあわせの里デイサービスセンター	豊玉南2-26-6	5946-2323	
デイサービスセンターフローラ石神井公園	下石神井3-6-13	3996-6600	
デイサービスセンターさくらの苑	北町8-21-19	3931-0008	
練馬区立心身障害者福祉センター	貫井1-9-1	3926-7211	
練馬区立大泉学園町福祉園	大泉学園町3-9-20	3923-8540	
練馬区立氷川台福祉園	氷川台2-16-2	3931-0167	
練馬区立光が丘福祉園	光が丘2-4-10	3976-5100	
練馬区立関町福祉園	関町南3-15-35	3594-0217	
練馬区立大泉町福祉園	大泉町3-29-20	5387-4681	
練馬区立石神井町福祉園	石神井町2-12-5	5393-7438	

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
練馬区立貫井福祉園	貫井2-16-12	5987-0400	
練馬区立田柄福祉園	田柄3-14-9	3577-2201	
都立大泉特別支援学校	大泉学園町9-3-1	3921-1381	
都立石神井特別支援学校	石神井台8-20-35	3929-0012	
東京都練馬福祉園	大泉学園町9-4-1	3978-5141	